

島根原子力発電所 2号機における運転上の制限の逸脱に係る立入調査について

平成24年1月27日19時30分に島根原子力発電所2号機において、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限*を逸脱したため、安全協定第9条に基づく連絡を19時35分に島根原子力発電所から受け、安全協定第11条に基づく立入調査を実施しましたのでお知らせします。

なお、今回の事象による環境への影響はありません。

記

1. 立入調査日時及び場所

日時：平成24年1月27日（金） 20時39分～23時13分

場所：島根原子力発電所

2. 立入調査員

島根県 総務部 細田参事 外2名

松江市 防災安全部 三並原子力専門監 外2名

3. 事象の概要

原子炉の起動及び停止時に炉内の中性子の量を監視する中性子源領域計装モニタ4台のうち3台が動作不能になったため、同日19時30分に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態であると中国電力は判断した。（調査の途中で残りの1台も動作不能になった。）

4. 立入調査結果概要

原子炉が冷温停止していることの確認

- ・原子炉へ制御棒が全て挿入されていることを中央制御室の計器で確認した
- ・原子炉内の水温が100以下(75.7)であることを中央制御室の計器で確認した

中性子束を監視する別の手段の確認

- ・中性子源領域計装モニタとは別の中間領域計装モニタ（8台）で中性子束の監視ができていることを中央制御室で確認した

環境への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を中央制御室で確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認した

*運転上の制限：多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められます。

今回の中性子源領域計装の場合、「モニタは2台以上動作可能であること。」と定められており、これを下回った場合（逸脱）「1時間以内に制御棒を全挿入する。および、制御棒の引き抜き操作を行ってはならない。」と規定されています。

立入調査時には、定期点検のため制御棒の全挿入は既に完了し、原子炉は冷温停止状態となっていました。また、引き抜き操作ができないように、原子炉モードスイッチにカバーがかけられていました。

連絡先

総務部 参事 細田晃

電話 0852-22-5610